素材生産業者との連携による再造林の推進

周南地域の取組み

はじめに・・・

周南森林組合では 平成25年度から、管内(周南市、 下松市)の皆伐を行っている素材生産業者と連携し、再 造林を実施しています。

本日はその取組みを紹介します。



素材生産業者との連携に向けて

>平成25年7月5日・・・・協定書雛形の提示

周南農林事務所から周南森林組合へ

素材生産業者との連携(協定締結)による再造林

推進対策の提案を行った。



- >平成25年8月・・・・理事会の承認 素材生産業者との協定締結について理事会の承認を 得た。
- 》平成25年8~9月······協定締結 素材生産業者6社(大林産業株式会社、有限会社野原
 - 工業ほか4社)と 2年間の協定を締結した。

木材の生産及び再造林に関する 協定書

(以下「甲」という。) 及び 第6条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定 周南森林組合(以下「乙」という。) は、県産木材の安 に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたとき 定供給に向けた木材生産の拡大及び伐採跡地の早急な更 は、甲及び乙が協議して定めるものとする。 木材の生産及び再造林に関する協定書 新と森林資源の循環に資する再造林の確実な実施を図る ことを目的に、この協定を締結する。 この協定締結の証として、この協定書を2通作成して、 甲及び乙が記名押印の上、各自1 通を保有する。 第2条 この協定の期間(以下「協定期間」という。)は 平成25年9月10日 平成 25年 9月 10日から平成 27年 9月 10日まで ただし、甲及び乙に異議がない場合は、協定期間満了 後、2年間延長するものとし、以降も同様とする。 (協定の対象区域) 第3条 この協定の対象区域は、周南市、下松市内とする。 乙 周南市大字須々万本郷1153番地の3 代表理事組合長 松田富雄 (森林所有者との交渉における連携) 第4条 乙は、甲が立木の売買など森林所有者との交渉を 行うにあたり、立木の伐採及び伐採後の再造林の円滑な 実施に向け、森林所有者の理解が得られるよう助言、協 力を行うものとする。 (現場作業における連携) 第5条 甲は、立木伐採時の作業道開設、林地残材の処理 等について、再造林を前提とした作業を行うものとする。 また、乙は再造林の実施時に、効率的な施業を行うこ とで、森林所有者の負担軽減に努めるものとする。

協定書の内容

(目的)

第1条 A社 (以下「甲」という。)及び周南森林組合(以下「乙」という。)は、県産木材の安定供給に向けた木材生産の拡大及び 伐採跡地の早急な更新と森林資源の循環に資する再造林の 確実な実施を図ることを目的に、この協定を締結する。

(協定の期間)

第2条 この協定の期間(以下「協定期間」という。)は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

ただし、甲及び乙に異議がない場合は、協定期間満了後、 2年間延長するものとし、以降も同様とする (協定の対象区域)

第3条 この協定の対象区域は、周南市、下松市内とする。

(森林所有者との交渉における連携)

第4条 乙は、甲が立木の売買など森林所有者との交渉 を行うにあたり、立木の伐採及び伐採後の再造林の 円滑な実施に向け、森林所有者の理解が得られるよう 助言、協力を行うものとする。

(現場作業における連携)

第5条 甲は、立木伐採時の作業道開設、林地残材の処理等について、再造林を前提とした作業を行うものとする。また、乙は再造林の実施時に、効率的な施業を行うことで、森林所有者の負担軽減に努めるものとする。

(その他の事項)

第6条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、この協定書を2通作成して、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

森林所有者への呼びかけ

- > 周南森林組合主催による地区座談会での再造林の呼びかけ
- ▶ 林業研究グループ総会等での再造林の呼びかけ
- * 皆伐時には、森林組合と協定を締結している素材 生産業者を紹介

生産業者を紹介



森林組合&素材生産業者の 業務提携の流れ

- ①素材生産業者は、森林所有者と立木の売買の契約を 行い、皆伐作業を実施
- ②森林所有者に再造林の意思がある場合、その情報を 伐採前に、素材生産業者が周南森林組合へ情報 提供

- ③ 素材生産業者は周南森林組合の意向をふまえ、 再造林に支障がないよう、次のような作業を行う。
- ▶地拵えを徹底し、枝葉は可能な限り、木質バイオマス 資源として搬出する。
- ➤ 苗木が活着しやすいように、木材搬出時に谷部の硬化 した地山を耕転する。
- ➤ 苗木が活着しやすいように、機械搬入路は可能な限り 地山を原形復旧する。

皆伐地の状況



枝葉は可能な限り搬出



苗木の活着に配慮して、谷部の硬化した地山を耕転



苗木の活着に配慮して、機械搬入路を 可能な限り、原形復旧し、 地山を復元。

業務提携のメリット

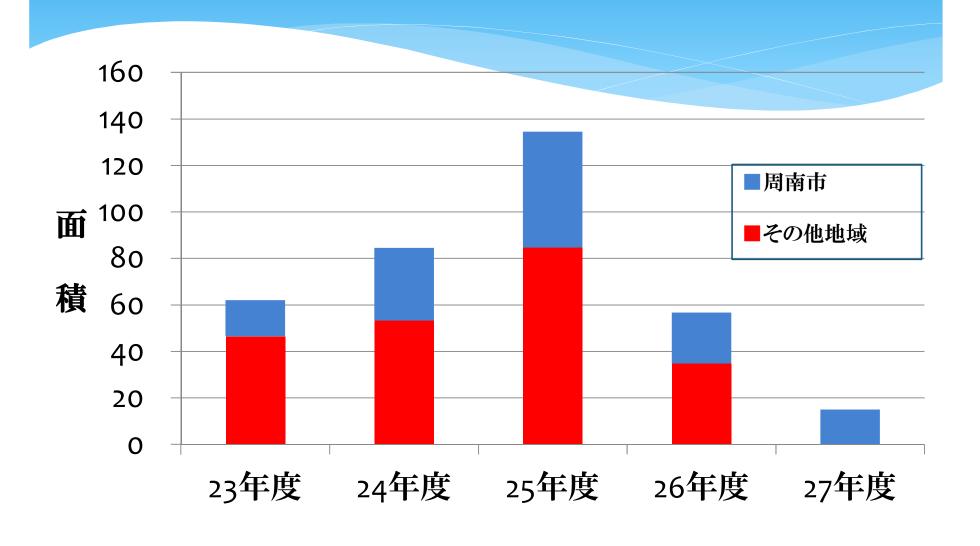
- ①素材生産業者にとっては・・・
- ▶森林組合と業務提携をしていることで、森林所有者に 安心感を与えるとともに信頼を得ることができ、素材生 産地が確保できる。
- ▶再造林実施に向け、配慮した「きれいな皆伐地」を他者に見せることで、新たな素材生産地の確保につながる。

- ②周南森林組合にとっては・・・
- > 再造林に向け、地拵えの不要な事業地が確保できる。
- >下刈り事業地が確保できる。



- ③森林所有者にとっては・・・
- ▶皆伐地をきれいに仕上げることで、所有地の土砂災害 の発生の低減となる。
- ▶地拵えが不要で、即、自ら植栽することも可能であり、 経費や労力の低減になる。
- ▶素材生産業者・森林組合との連携した施行地である ため、県奨励補助金が上乗せされる。

県全体の再造林実績



再造林の実績

単位 ha

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
県 計(A)	62. 03	84. 47	134. 55	56. 69	
周南市(B)	15. 51	31. 16	49.86	21.79	15
B/A×100 (%)	25%	37%	37%	38%	

- ☆平成26年度 21.79haとは別に、市有林22.7haが森林総研と契約締結
- ☆平成27年度 15haとは別に、市有林25haを森林総研と契約 予定

今後の動向・方策

- 今後は、造林公共事業等を利用した森林所有者による 再造林のほか、森林総研等とも連携を図りながら取組を 進める。
- 木材の安定供給と持続的な森林経営実現のため、補助 採択にかかわらず、今後も素材生産業者との連携による 再造林を推進していきたい。